

令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度デジタル観光プロモーション事業

2 目的

本事業は、DMOによるビッグデータ等を活用した分析結果に基づき、マーケティングの発想によるデジタルプロモーションを実施し、本県の観光情報を的確にターゲットに届けて効果的かつ効率的に本県観光地への誘客を促進させるとともに、同プロモーションの成果指標データの継続的な収集・分析を行うことで、本県のプロモーション及びセールス施策に反映させ、観光消費を増加させることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 対象地域・ターゲット

ビッグデータの分析結果を踏まえ、本県の観光客の約7割を占める下記エリアを主な対象としてターゲット設定を行い、そのターゲットに適するコンテンツを発信すること。

- 東京・神奈川・大阪・兵庫
- 広島・福岡
- 山口

5 対象ウェブサイト・SNSアカウント

○運用対象のウェブサイトは、山口県観光連盟（以下連盟）公式ウェブサイト「おいでませ山口へ（<https://yamaguchi-tourism.jp/>）」

○運用対象のSNSは「Facebook」、「X」、「Instagram」とし、連盟の公式SNSアカウントを引き継いで運用すること。

Facebook : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase.yamaguchi」

X : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase_info」

Instagram : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase_yamaguchi」

6 業務概要

(1) 公式ウェブサイト「おいでませ山口へ」(<https://yamaguchi-tourism.jp/>)の情報充実化

① SEO対策の実施

- ・ 本県の観光情報が検索ユーザーに届きやすくなるよう、「おいでませ山口へ」ウェブサイトを検索結果の上位に表示させ、サイト流入の増加

を図ること。

- ・ 有害サイトの抽出、否認作業を通して SEO のマイナス評価がつかないようにすること。
- ・ 連盟職員が自ら Google などの主要な検索エンジンのアルゴリズムを理解し、検索数の多いキーワードへの文章改訂等のデータベースクリーニングができるよう、助言を行うこと。
- ・ 定期的にサイト全体の構造を抽出し検索エンジンに報告することで、検索にかかりやすい環境を整えること。
- ・ 設定したターゲットに対して的確に情報を届けるため、必要に応じてウェブサイトを変更すること。

② 地元ライター、地元カメラマンによる記事作成・掲載・写真撮影

- ・ 地元ライターは「おいでませ山口へ」ウェブサイトにおいて、地元ならではの視点で発掘した情報を利用者目線でレポートし、写真や文章で発信することにより、ウェブサイトを充実させること。
- ・ 地元カメラマンは「おいでませ山口へ」ウェブサイトや公式 SNS 等でのタイムリーな情報発信ができるよう、ウェブサイトや公式 SNS 等で展開可能な季節の風景やイベント、最新スポット等地元ならではの旬の素材を撮影し、提供すること。
- ・ 地元ライター・地元カメラマンは、原則として山口県内在住者として、属性別（例：若い女性、ファミリー、アクティブシニア等）に複数名募集して採用すること。
- ・ 地元ライター・地元カメラマンの募集・採用等、関連する事務処理を行うこと。
- ・ 地元ライターは全員合わせて月に 4 記事以上を投稿すること。
- ・ 記事の内容は投稿前に連盟の了承を取ること。
- ・ 地元ライターの記事掲載ページを「おいでませ山口へ」ウェブサイトにて作成し、地元ライターが直接編集可能とすること。なお、公開非公開の管理権限は連盟とすること。
- ・ 地元ライターが投稿する記事案や地元カメラマンの撮影スポット・対象等については、連盟と協議の上決定すること。

④ 画像・動画素材の作成・掲載

- ・ 連盟と受託事業者による企画会議（月 1 回程度）を行い、「おいでませ山口へ」ウェブサイト及び公式 SNS に掲載する画像・動画の概要を決めること。
- ・ 「おいでませ山口へ」ウェブサイト及び公式 SNS で展開可能な画像・動画を作成し、掲載すること。

⑤ 新規特集ページの作成・掲載

- ・ウェブサイト上のコンテンツを充実させるために新たな特集ページを5本以上作成し、サイトに掲載すること。

⑥ 新規モデルコースの作成・掲載

- ・ウェブサイト上のコンテンツを充実させるために新たなモデルコースを2本以上作成し、サイトに掲載すること。

⑦ 専門家との連携

- ・市場のニーズ及びそれに対応する県内の観光素材を明らかにし、コンテンツを充実させるための助言及び広告や SEO 対策、ログ解析に関する助言を得ること。
- ・専門家は本業務の実施に際し、自治体類似案件での経験と成果、専門的知見等の能力等を有するに足る経歴であり、その能力を客観的に証明する根拠を記載すること。

⑧ 報告

- ・「おいでませ山口へ」ウェブサイトへのアクセス数管理、ログ解析を行い、解析の考察及び今後のアクションプランの提案を四半期ごとに連盟に報告すること。また、当内容に関する市町向けのレポートを四半期ごとの連盟の報告に合わせて提出すること。
- ・パソコンの画面上において簡易な操作で必要な情報を集計、ビジュアル化できるオンラインレポート機能を付与すること。

⑨ SEO 対策等に係る助言

- ・連盟職員が自ら「おいでませ山口へ」ウェブサイトのデータ収集・解析等を行い SEO 対策が図れるよう、GoogleAnalytics4 等の分析ツールの操作方法や活用方法などについて、連盟職員に助言を行い、必要に応じて研修を実施すること。

(2) 公式 SNS アカウントを活用した情報発信の充実化

① コンセプト設定

- ・山口県が観光面で持つ強みを分析し、公式 SNS アカウント (Facebook、X、Instagram) の運用における基本的な発信方針となるコンセプトを設定すること。

② コンセプトに沿った投稿記事の作成

- ・連盟と受託事業者による企画会議 (月 1 回程度) を行い、①で設定したコンセプトに沿って、公式 SNS アカウント (Facebook、X、Instagram) に投稿する記事の概要を決めること。
- ・企画会議に基づいて投稿記事を作成すること。

- ・ 原則、投稿素材は受託事業者が現地で取材するなどして集めたものを使用すること。
 - ・ 投稿回数は各 SNS で原則週に 1 本以上、合計で週に 4 本以上とする。
- ③ 地元ライターによる記事に合わせた投稿
- ・ (1) ②「地元ライターによる記事」で、公式ウェブサイトに掲載されたライターによる記事の概要を SNS 投稿用に編集し、情報発信を行うこと。
- ④ フォロワー獲得のためのキャンペーン
- ・ フォロワー数増加に繋がるキャンペーンを実施すること。
- ⑤ 6 (1) ③、(2) ②③④の投稿作業の実施
- ・ 投稿内容は全て連盟に承認を得た上で投稿すること。
 - ・ 投稿でアンケートを実施したり、コメントに対して返信したりするなど、ユーザーと交流を図る等により、アカウントや投稿の評価を高め、投稿が表示されやすくなるよう助言を行うこと。
 - ・ 悪質なコメントやなりすましアカウント、炎上などの脅威に適切に対応すること。
- ⑥ YouTube 公式チャンネルの運用に係る助言・提案
- ・ 本県の観光情報発信に効果的な運用方針の策定や、認知度向上、チャンネル登録者獲得に向けた運用方法等について、助言・提案を行うこと。なお対象チャンネルは連盟公式チャンネル「おいでませ山口へ 山口県観光連盟 @oidemase_yamaguchi」とする。
- ⑦ 報告
- ・ SNS アカウントの状況（フォロワー数、インプレッション数等）について、連盟の指示する方法によりとりまとめ、原則毎月 10 日までに連盟に報告すること。
- ⑧ SNS アカウントのデータ収集・解析等に係る助言
- ・ 連盟職員が自ら SNS アカウントに係るデータ収集・解析並びに改善が図れるよう、Meta Business Suite 等の分析ツールの操作方法や活用方法などについて、連盟職員に助言を行い、必要に応じて研修を実施すること。
- (3) ターゲティング広告の実施
- 居住地域、年齢、性別等のペルソナ毎にターゲティングを行い、リスティング広告や SNS 広告等を実施し、公式ウェブサイトや公式 SNS アカウント等の認知拡大を図る。また実来訪計測が可能な広告も実施し、集客への効果を可視化することで、分析の精度を上げ、次なる実施策の検討に活用する。

- ① 「おいでませ山口へ」ウェブサイトへのリスティング広告及びSNS 広告等
- ・ 検索数の多いワードに沿ったリスティング広告を行うこと。
 - ・ SNS 広告は、フィード・ストーリーズ等で表示される広告を実施し、ターゲット毎へ適切な情報を届けること。
 - ・ その他有効な広告手段があれば、随時実施すること。
 - ・ 広告を実施する期間やターゲット等については、連盟と協議の上決定すること。
 - ・ 内容およびランディングページについては、連盟の依頼または受託者の提案により定めること。なおランディングページの設定は 5 程度とすること。

② 実来訪計測が可能な広告

- ・ 広告接触者の本県への来訪数計測が可能な広告を実施し、次なる実施策の検討に活用できるデータを蓄積すること。

③ 広告の効果測定及び報告

- ・ ターゲティング広告や公式ウェブサイトへのアクセス数管理、ログ解析により、広報効果が適切であるか検証すること。
- ・ 検証結果及び今後の展開についての改善提案を、原則毎月 10 日までに連盟に報告すること。

④ ターゲティング広告での情報発信に係る助言

- ・ バナー広告・SNS 広告等のターゲティング広告において、連盟職員が自ら戦略的な情報発信の展開が図れるよう、クリエイティブ作成の基礎知識や作成ツールの活用方法等について助言を行い、必要に応じて研修を実施すること。

(4) 追加提案

- ・ (1) ～ (3) の内容に加え、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR 等があれば、予算の範囲内で提案すること。

(5) 実績報告

- ・ 全ての業務終了後、事業の実施結果を分析の上実施報告書にまとめ、すみやかに連盟に提出すること。

7 その他

- ・ 「おいでませ山口へ」ウェブサイトへの記事の掲載、地元ライターの記事掲載ページの作成、ランディングページの設定及びログ解析等については、当ウェブサイトの保守管理を実施している委託業者（株式会社トラベ

ルジップ) と連携して実施すること。

- 今回の業務委託により作成されたすべての成果物に関する著作権、所有権、その他の一切の権利は、観光連盟に帰属するものとする。ただし、成果物に第三者から提供された素材を使用した場合、その素材に関する権利は提供者に帰属するものとする。
- 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託事業者の負担とする。
- 事業者は、本業務を実施するにあたり、連盟と十分な調整を行うこと。
- 本業務を円滑に遂行するため、連盟は受託事業者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて連盟と受託事業者が協議の上、定めるものとする。